新型当座勘定規定 (個人当座用)

第1条(当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- ② 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、 当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、 証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金と しません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込み)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、 第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条(小切手、手形の金額の取扱い)

小切手、手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の 金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(当座勘定からの払戻し)

- ①当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。また、その他別途定める方法により払戻しを行う場合、当行は前記の方法によらずに当座勘定からの払戻しを行うことができます。
- ②前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限 を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、 当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがありま す。

第8条(支払の範囲)

- ① 呈示された払戻請求書の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその 支払義務を負いません。
- ② 呈示された払戻請求書は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた 資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当 行は責任を負わないものとします。

第9条(支払の選択)

同日に数通の払戻請求書の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえると きは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第10条(過振り)

- ① 第8条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて支払をした場合 には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸 預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算すること ができます。
- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第11条 (手数料等の引落し)

- ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに 類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落す ことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてくださ

V10

第12条 (署名鑑の届出)

- ① 払戻請求書および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑を前項と同様に届出てください。

第13条 (届出事項の変更)

- ① 氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条 (成年後見人等の届出)

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の 氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等 について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届 けください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に当店に届出てください。
- ④ 前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- ⑤ 前記①から④までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に 過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第15条(署名鑑照合等)

払戻請求書または諸届け書類に記載された署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条 (利 息)

当座預金には利息をつけません

第17条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第18条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質 入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

第19条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第21条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、

第 21 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第20条(取引の制限)

- ① 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ② 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・ 在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金 者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取 引の一部を制限する場合があります。
- ③ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、 テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合 には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ④ 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な 説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済 制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引 等の制限を解除します。

第21条 (解 約)

- ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当 行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- 1. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名 義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- 2. この預金の預金者が第18条に違反した場合
- 3. この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそ のおそれがあると認められる場合
- 4. 法令で定める本人確認等における確認事項、および第20条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- 5. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の 観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
- 6. 第20条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
- 7. 第1号から第6号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じ

ない場合

- ③ 前項のほか、本人または代理人が、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 2. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目 的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有するこ と
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- 3. 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- ④ 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの 再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでも この取引を解約することができます。
- ⑤ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは 到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ⑥ 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第22条 (規則による取扱い)

- ① この取引については、前各条のほか、関係規則に従って処理するものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第23条(外国政府等における重要な公的地位の該当有無)

お客さまが次の①、②に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方(ならびに過去に有していた方)およびその家族に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。

① 外国政府等における重要な公的地位

外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な 地位(本国における内閣総理大臣、その他国務大臣および副大臣、衆議院議長、衆議 院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全 権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、 陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚副長、中央銀行役 員、予算について国会の議決・承認を要する法人の役員など)

② 家族の範囲

配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、 父母、子および兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子

第24条 (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取扱います。

第25条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- ① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の うち最も遅い日をいうものとします。
- 1. 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日
- 2. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- 3. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構 に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)にかぎります。
- 4. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった
- ② 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日と は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- 1. 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回 満期日)
- 2. 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支

払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日

- 3. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を 含みます)の対象となったこと 当該手続が終了した日
- 4. 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものにかぎります) 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

第26条 (規定の変更等)

- ① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある と認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周 知することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2025年6月1日現在)